

○ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	（調整後非支配株主持分の額及び調整項目の額の算出方法）	（調整後非支配株主持分の額及び調整項目の額の算出方法）
第五条	〔略〕	〔略〕
〔2～9〕		
10 第五項及び第六項に定める額並びに第七項第一号及び第八項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通出資等があるときは、当該対象普通出資等を算出の対象から除外することができ る。ただし、第一号及び第二号に掲げる資本調達手段につ いては、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の 事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承 認において認められた期間に限るものとする。	10 第五項及び第六項に定める額並びに第七項第一号及び第八項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通出資等があるときは、当該対象普通出資等を算出の対象から除外することができ る。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当 該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案 して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において 認められた期間に限るものとする。	
一 「略」	〔同上〕	〔同上〕
二 その存続が極めて困難となるおそれがあると認められ る者に対する資金の援助その他の経営改善のための支援 を行うことを目的として保有することとなつた資本調達 手段	〔号を加える。〕	〔号を加える。〕
三 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定す る）		

る有価証券の引受けをいう。第十四条第九項第三号、第二十五条第十二項第二号及び第三十七条第九項第二号において同じ。)により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

〔11～13 略〕

(調整項目の額の算出方法)

第十四条 「略」

〔2～8 略〕

9 第四項及び第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通出資等があるときは、当該対象普通出資等を算出の対象から除外することができます。ただし、第一号及び第二号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 「略」

二 その存続が極めて困難となるおそれがあると認められる者に対する資金の援助その他の経営改善のための支援を行うことを目的として保有することとなつた資本調達

手段  
三 「略」  
〔10～12 略〕

る有価証券の引受けをいう。第十四条第九項第二号、第二十五条第十二項第二号及び第三十七条第九項第二号において同じ。)により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

〔11～13 同上〕

(調整項目の額の算出方法)

第十四条 「同上」

〔2～8 同上〕

9 第四項及び第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通出資等があるときは、当該対象普通出資等を算出の対象から除外することができます。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 「同上」

二 「号を加える。」

〔10～12 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。